公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
北陸地域港湾の事業継続計画における実効性向上検討業務 令和8年6月16日　～　令和9年2月26日 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長　成川和也 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1	令和8年6月16日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3－3－5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、管内の大規模災害発生時において、北陸地域港湾が連携し継続的な物流機能を確保するために策定した「北陸地域港湾の事業継続計画」について、能登半島地震からの教訓や広域港湾BCP 策定ガイドラインを踏まえ、改定に向けた検討を行うものである。また、「北陸地域港湾の事業継続計画」の実効性を高めるため、情報伝達訓練の実施や本業務の検討結果について議論する協議会を開催し、その運営、説明資料の作成、議事録や結果の対応に関する取りまとめを行うものである。 本業務の実施にあたっては、「北陸地域港湾の事業継続計画」の実効性を高めるために実施する情報伝達訓練について、訓練目的及び訓練内容を検討し訓練実施計画を作成するといった専門的な知識を有すること、また、訓練実施計画に基づき訓練を行い、課題を整理し対応策を検討し、「北陸地域港湾の事業継続計画」の改定に向けた改善点について抽出整理するなど、高度な技術を要することから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った。 公益社団法人日本港湾協会は、技術提案書及びヒアリングによる総合評価を行った結果、本業務に対する最も優れた提案を行った者として特定された者である。 よって、会計法第29条の3第4項の規定により、公益社団法人日本港湾協会と随意契約するものである。	21,395,000	21,098,000	98.61%	－	
北陸管内港湾を活用した物流機能強化方策検討業務 令和8年6月30日　～　令和9年3月19日 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長　成川和也 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1	令和8年6月30日	一般財団法人 みなと総合研究財団 東京都港区虎ノ門3－1－10	8010405009702	会計法第29条の3第4項 本業務は、社会情勢等の変化を踏まえた北陸港湾の物流方策の検討、大規模災害時の北陸港湾への代替輸送の実効性を高める訓練の実施及び北陸地域国際物流戦略チームの運営を行うものである。 社会情勢等の変化を踏まえた北陸港湾の物流方策の検討について、トラックから船舶へのモーダルシフトなどの物流動向の変化が見込まれる北陸港湾においては、速達性などに優れた内航フェリー及びRORO航路の拡充への期待が高まっていることから、今後の内貿取扱貨物量を推計した上で、内航フェリー・RORO航路のネットワークを検討する必要がある。 また、大規模災害時の北陸港湾への代替輸送の実効性を高める訓練の実施について、北陸港湾を活用したトライアル輸送が実施されている一方で、訓練参加者へのアンケート調査の結果、企業BCPに物流の観点がないなど、実効性確保に課題があることから、訓練において多くの企業に「代替輸送手引書」の考え方を企業のBCPに反映させることが重要である。 以上より、本業務を実施するにあたっては、物流等に関する高度な知識と豊富な経験を要することから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った。 一般財団法人みなと総合研究財団は、技術提案書及びヒアリングによる評価を行った結果、本業務に対する最も優れた提案を行った者として特定された者である。 よって、会計法第29条の3第4項の規定により、一般財団法人みなと総合研究財団と随意契約するものである。	38,478,000	38,478,000	100.00%	－	

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
みなとを核とした地域振興方策検討業務 令和8年7月21日　～　令和9年2月26日 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長　成川和也 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1	令和8年7月21日	一般社団法人 ウォーターフロント協会 東京都千代田区一番町10－10	2010405000055	会計法第29条の3第4項 本業務は、北陸地域の港湾を中心とした地域振興の取組事例を収集・整理して課題を抽出するとともに、これらの課題解決に資する全国の港湾における地域振興策の事例を収集・整理・分析し、その結果を踏まえて、北陸地域のモデルケースとして能登半島地域のみなとを核とした地域振興方策を検討するものである。 全国における港湾を中心とした地域振興策の事例を収集するにあたっては、北陸地域の港湾が抱える課題の解決に資するよう、同地域の港湾の現状を踏まえ、ハード面・ソフト面の双方における事例や実証事業など、幅広い事例を収集することが重要である。 また、北陸地域におけるみなとを核とした地域振興方策の検討については、既存の港湾計画や港湾が所在する市町が作成した復興・復興関連計画との整合性に十分留意するとともに、既存の支援制度や官民連携スキーム等を複合的に活用する視点に加え、港湾間の連携・ネットワーク構築等も視野に入れた創造的な検討を行う必要がある。 以上より、本業務を実施するにあたっては、港湾を中心とした地域振興に関する豊富な経験と高度な能力を要することから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った。 一般社団法人ウォーターフロント協会は、技術提案書及びヒアリングによる評価を行った結果、本業務に対する最も優れた提案を行った者として特定された者である。 よって、会計法第29条の3第4項の規定により、一般社団法人ウォーターフロント協会と随意契約するものである。	10,362,000	9,900,000	95.54%	－	
北陸港湾ビジョンのフォローアップ調査業務 令和8年8月31日　～　令和9年2月26日 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長　成川和也 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1	令和8年8月31日	公益社団法人 日本港湾協会 東京都港区赤坂3－3－5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、昨今の社会経済情勢の変化等を踏まえ「北陸港湾ビジョン」（令和3年3月）のフォローアップを行うものである。 「北陸港湾ビジョン」が策定されて以降、国内外の社会経済情勢は大きく変化している。また、港湾行政においてもカーボンニュートラルポート形成に向けた取組やサーキュラーエコノミーポートの取組など新たな港湾政策が打ち出されており、北陸港湾においても国際フィーダー航路が開設されるなど、取り巻く環境が大きく変化している。 これらの変化を踏まえ、北陸港湾ビジョンのフォローアップをするためには、北陸地域の特性を踏まえた社会経済情勢の変化等の整理を行う必要がある。 また、北陸港湾ビジョンのフォローアップをとりまとめた結果について、対外向け講演会、ホームページでの公開や内部向け業務資料として使用することを想定している。このため、用途に応じた媒体や対象者に応じたわかりやすく的確な記載内容とする必要がある。 以上より、本業務を実施するにあたっては、港湾政策・物流政策に関する高度な知識と豊富な経験を要することから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った。 公益社団法人日本港湾協会は、技術提案書及びヒアリングによる評価を行った結果、本業務に対する最も優れた提案を行った者として特定された者である。 よって、会計法第29条の3第4項の規定により、公益社団法人日本港湾協会と随意契約するものである。	11,583,000	11,550,000	99.71%	－	

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
輪島港施工方策検討業務 令和8年9月14日　～　令和9年3月15日 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長　成川和也 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1	令和8年9月14日	一般財団法人 港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞が関三丁目3番1号 尚友会館3階	5010005002705	会計法第29条の3第4項 本業務は、輪島港において、令和8年1月に改定された「輪島港復旧・復興プラン」にて位置づけられた埋立地造成計画に基づき、護岸造成に関する施工方策検討及び関係者への説明資料等の作成を行うものである。 奥能登地域の災害復旧現場周辺では、作業ヤードの確保などが課題となっている。さらに、地盤隆起により周辺海域の水深が浅くなり、従来の作業船の入航や海上施工が困難な状況にある。このような制約条件の下、早期の災害発生土砂受入にも対応しつつ、護岸整備を迅速に進める必要がある。そのため、通常の港湾工事とは異なる災害復旧特有の施工条件を踏まえ、埋立護岸を確実かつ安全・効率的に構築するための施工方法について、検討が求められる。 また、輪島港が位置する能登半島沖合は、古くから航海の難所として知られる海象の急変地帯である。このため、施工期間中においても、突発的な荒天の発生により、作業船舶の安全確保が困難となるおそれがある。加えて、地震の影響により港湾施設（係留施設等）が被災しており、輪島港内においては、施工場所に近接した位置で作業船舶が一時退避できる施設や水域確保が困難な状況にある。また、国および自治体が実施する多くの災害復旧事業に伴い作業船舶の係留場所が不足することが懸念される。本事業においては、護岸整備や土砂受入等の施工を進めるにあたり、作業船舶等が多数配置されることが想定されることから、作業船舶の退避場所の確保ならびに退避方法について、現地条件を踏まえた適切な検討を行うことが求められる。 以上より、本業務を実施するにあたっては、護岸造成に関する施工方策の検討に関する高度な知識と豊富な経験を要することから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った。 一般財団法人港湾空港総合技術センターは、技術提案書及びヒアリングによる評価を行った結果、本業務に対する最も優れた提案を行った者として特定された者である。 よって、会計法第29条の3第4項の規定により、一般財団法人港湾空港総合技術センターと随意契約するものである。	33,616,000	33,000,000	98.16%	－	
災害時の港湾施設等活用方策検討業務 令和8年9月15日　～　令和9年2月26日 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長　成川和也 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1	令和8年9月15日	一般社団法人 日本マリーナ・ビーチ協会 東京都千代田区麹町4―5 海事センタービル2階	6010005018733	会計法第29条の3第4項 本業務は、離島を含む新潟県内全域の港湾施設等を調査し、プレジャーボートや港湾業務艇等を災害支援に活用するための方策を検討するものである。 気象災害により陸路が寸断し、孤立化した被災地に緊急支援物資等を輸送する場合に、海上輸送は極めて有効な手段である。特に、プレジャーボートや港湾業務艇等は機動性に優れており、大型船舶では対応が困難な港湾へのアクセスが可能であることから、災害発生直後の迅速な支援活動が期待され、その活用方策を検討する必要がある。 以上より、本業務を実施するにあたっては、プレジャーボートや港湾業務艇等による災害支援への活用に関する高度な知識と豊富な経験を要することから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った。 一般社団法人 日本マリーナ・ビーチ協会は、技術提案書及びヒアリングによる総合評価を行った結果、本業務に対する最も優れた提案を行った者として特定された者である。 よって、会計法第29条の3第4項の規定により、一般社団法人 日本マリーナ・ビーチ協会と随意契約するものである。	17,721,000	17,710,000	99.93%	－	

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
港湾施設等メンテナンス検討業務 令和8年9月29日　～　令和9年3月12日 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長　成川和也 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1	令和8年9月29日	一般財団法人 沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1丁目14番2号	2010005018571	会計法第29条の3第4項 本業務は、北陸管内の港湾施設及び海岸保全施設（港湾海岸）のメンテナンスに必要となる技術情報を検討し、業務の効率化を図るものである。 本業務の実施にあたっては、港湾施設及び海岸保全施設(港湾海岸)の維持管理計画の策定から点検診断(性能判定)、維持管理計画の見直し、維持補修の実施、に至る一連のプロセスに精通している必要があり、点検におけるコスト縮減や省力化が見込まれる新技術の活用策の検討に関して高度な知識や専門的な知見を要することから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った。 一般財団法人　沿岸技術研究センターは、技術提案書、及びヒアリングによる総合評価を行った結果、本業務に対する最も優れた提案を行った者として特定された者である。 よって、会計法第29条の3第4項の規定により、一般財団法人　沿岸技術研究センターと随意契約するものである。	13,398,000	13,387,000	99.91%	－	